

資料1 空家等対策の推進に関する特別措置法

平成26年11月27日

法律第127号

(目的)

第一条 この法律は、適切な管理が行われていない空家等が防災、衛生、景観等の地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしていることに鑑み、地域住民の生命、身体又は財産を保護するとともに、その生活環境の保全を図り、あわせて空家等の活用を促進するため、空家等に関する施策に関し、国による基本指針の策定、市町村（特別区を含む。第十条第二項を除き、以下同じ。）による空家等対策計画の作成その他の空家等に関する施策を推進するために必要な事項を定めることにより、空家等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって公共の福祉の増進と地域の振興に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「空家等」とは、建築物又はこれに附属する工作物であつて居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地（立木その他の土地に定着する物を含む。）をいう。ただし、国又は地方公共団体が所有し、又は管理するものを除く。

2 この法律において「特定空家等」とは、そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態、適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にあると認められる空家等をいう。

(空家等の所有者等の責務)

第三条 空家等の所有者又は管理者（以下「所有者等」という。）は、周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないよう、空家等の適切な管理に努めるものとする。

(市町村の責務)

第四条 市町村は、第六条第一項に規定する空家等対策計画の作成及びこれに基づく空家等に関する対策の実施その他の空家等に関する必要な措置を適切に講ずるよう努めるものとする。

(基本指針)

第五条 國土交通大臣及び総務大臣は、空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施

するための基本的な指針（以下「基本指針」という。）を定めるものとする。

- 2 基本指針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 空家等に関する施策の実施に関する基本的な事項
 - 二 次条第一項に規定する空家等対策計画に関する事項
 - 三 その他空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な事項
- 3 国土交通大臣及び総務大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するものとする。
- 4 国土交通大臣及び総務大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（空家等対策計画）

第六条 市町村は、その区域内で空家等に関する対策を総合的かつ計画的に実施するため、基本指針に即して、空家等に関する対策についての計画（以下「空家等対策計画」という。）を定めることができる。

- 2 空家等対策計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 空家等に関する対策の対象とする地区及び対象とする空家等の種類その他の空家等に関する対策に関する基本的な方針
 - 二 計画期間
 - 三 空家等の調査に関する事項
 - 四 所有者等による空家等の適切な管理の促進に関する事項
 - 五 空家等及び除却した空家等に係る跡地（以下「空家等の跡地」という。）の活用の促進に関する事項
 - 六 特定空家等に対する措置（第十四条第一項の規定による助言若しくは指導、同条第二項の規定による勧告、同条第三項の規定による命令又は同条第九項若しくは第十項の規定による代執行をいう。以下同じ。）その他の特定空家等への対処に関する事項
 - 七 住民等からの空家等に関する相談への対応に関する事項
 - 八 空家等に関する対策の実施体制に関する事項
 - 九 その他空家等に関する対策の実施に関し必要な事項
- 3 市町村は、空家等対策計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 4 市町村は、都道府県知事に対し、空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関し、情報の提供、技術的な助言その他必要な援助を求めることができる。

（協議会）

第七条 市町村は、空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関する協議を行うための協議会（以下この条において「協議会」という。）を組織することができる。

2 協議会は、市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）のほか、地域住民、市町村の議会の議員、法務、不動産、建築、福祉、文化等に関する学識経験者その他の市町村長が必要と認める者をもって構成する。

3 前二項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

（都道府県による援助）

第八条 都道府県知事は、空家等対策計画の作成及び変更並びに実施その他空家等に関するこの法律に基づき市町村が講ずる措置について、当該市町村に対する情報の提供及び技術的な助言、市町村相互間の連絡調整その他必要な援助を行うよう努めなければならない。

（立入調査等）

第九条 市町村長は、当該市町村の区域内にある空家等の所在及び当該空家等の所有者等を把握するための調査その他空家等に関するこの法律の施行のために必要な調査を行うことができる。

2 市町村長は、第十四条第一項から第三項までの規定の施行に必要な限度において、当該職員又はその委任した者に、空家等と認められる場所に立ち入って調査をさせることができる。

3 市町村長は、前項の規定により当該職員又はその委任した者を空家等と認められる場所に立ち入らせようとするときは、その五日前までに、当該空家等の所有者等にその旨を通知しなければならない。ただし、当該所有者等に対し通知することが困難であるときは、この限りでない。

4 第二項の規定により空家等と認められる場所に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

5 第二項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（空家等の所有者等に関する情報の利用等）

第十条 市町村長は、固定資産税の課税その他の事務のために利用する目的で保有する情報であって氏名その他の空家等の所有者等に関するものについては、この法律の施行のために必要な限度において、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。

2 都知事は、固定資産税の課税その他の事務で市町村が処理するものとされているもののうち特別区の存する区域においては都が処理するものとされているもののために利用する目的で都が保有する情報であって、特別区の区域内にある空家等の所有者等に関するものについて、当該特別区の区長から提供を求められたときは、この法律の施行のために必要な限度において、速やかに当該情報の提供を行うものとする。

3 前項に定めるもののほか、市町村長は、この法律の施行のために必要があるときは、関係する地方公共団体の長その他の者に対して、空家等の所有者等の把握に関し必要な情報の提供を求めることができる。

(空家等に関するデータベースの整備等)

第十一條 市町村は、空家等（建築物を販売し、又は賃貸する事業を行う者が販売し、又は賃貸するために所有し、又は管理するもの（周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないよう適切に管理されているものに限る。）を除く。以下第十三条までにおいて同じ。）に関するデータベースの整備その他空家等に関する正確な情報を把握するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(所有者等による空家等の適切な管理の促進)

第十二條 市町村は、所有者等による空家等の適切な管理を促進するため、これらの者に対し、情報の提供、助言その他必要な援助を行うよう努めるものとする。

(空家等及び空家等の跡地の活用等)

第十三條 市町村は、空家等及び空家等の跡地（土地を販売し、又は賃貸する事業を行う者が販売し、又は賃貸するために所有し、又は管理するものを除く。）に関する情報の提供その他これらの活用のために必要な対策を講ずるよう努めるものとする。

(特定空家等に対する措置)

第十四条 市町村長は、特定空家等の所有者等に対し、当該特定空家等に関し、除却、修繕、立木竹の伐採その他周辺の生活環境の保全を図るために必要な措置（そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態にない特定空家等については、建築物の除却を除く。次項において同じ。）をとるよう助言又は指導をすることができる。

2 市町村長は、前項の規定による助言又は指導をした場合において、なお当該特定空家等の状態が改善されないと認めるときは、当該助言又は指導を受けた者に対し、相当の猶予期限を付けて、除却、修繕、立木竹の伐採その他周辺の生活環境の保全を図るために必要な措置をとることを勧告することができる。

3 市町村長は、前項の規定による勧告を受けた者が正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかった場合において、特に必要があると認めるときは、その者に対し、相当の猶予期限を付けて、その勧告に係る措置をとることを命ずることができる。

4 市町村長は、前項の措置を命じようとする場合においては、あらかじめ、その措置を命じようとする者に対し、その命じようとする措置及びその事由並びに意見書の提出先及び提出期限を記載した通知書を交付して、その措置を命じようとする者又はその代理人に意見書及び自己に有利な証拠を提出する機会を与えなければならない。

- 5 前項の通知書の交付を受けた者は、その交付を受けた日から五日以内に、市町村長に対し、意見書の提出に代えて公開による意見の聴取を行うことを請求することができる。
- 6 市町村長は、前項の規定による意見の聴取の請求があった場合においては、第三項の措置を命じようとする者又はその代理人の出頭を求めて、公開による意見の聴取を行わなければならない。
- 7 市町村長は、前項の規定による意見の聴取を行う場合においては、第三項の規定によって命じようとする措置並びに意見の聴取の期日及び場所を、期日の三日前までに、前項に規定する者に通知するとともに、これを公告しなければならない。
- 8 第六項に規定する者は、意見の聴取に際して、証人を出席させ、かつ、自己に有利な証拠を提出することができる。
- 9 市町村長は、第三項の規定により必要な措置を命じた場合において、その措置を命ぜられた者がその措置を履行しないとき、履行しても十分でないとき又は履行しても同項の期限までに完了する見込みがないときは、行政代執行法（昭和二十三年法律第四十三号）の定めるところに従い、自ら義務者のなすべき行為をし、又は第三者をしてこれをさせることができる。
- 10 第三項の規定により必要な措置を命じようとする場合において、過失がなくてその措置を命ぜられるべき者を確知することができないとき（過失がなくて第一項の助言若しくは指導又は第二項の勧告が行われるべき者を確知することができないため第三項に定める手続により命令を行うことができないときを含む。）は、市町村長は、その者の負担において、その措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、その措置を行うべき旨及びその期限までにその措置を行わないときは、市町村長又はその命じた者若しくは委任した者がその措置を行うべき旨をあらかじめ公告しなければならない。
- 11 市町村長は、第三項の規定による命令をした場合においては、標識の設置その他国土交通省令・総務省令で定める方法により、その旨を公示しなければならない。
- 12 前項の標識は、第三項の規定による命令に係る特定空家等に設置することができる。この場合においては、当該特定空家等の所有者等は、当該標識の設置を拒み、又は妨げてはならない。
- 13 第三項の規定による命令については、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第三章（第十二条及び第十四条を除く。）の規定は、適用しない。
- 14 国土交通大臣及び総務大臣は、特定空家等に対する措置に関し、その適切な実施を図るために必要な指針を定めることができる。
- 15 前各項に定めるもののほか、特定空家等に対する措置に関し必要な事項は、国土交通省令・総務省令で定める。

(財政上の措置及び税制上の措置等)

第十五条 国及び都道府県は、市町村が行う空家等対策計画に基づく空家等に関する対策の適切かつ円滑な実施に資するため、空家等に関する対策の実施に要する費用に対する補助、地方交付税制度の拡充その他の必要な財政上の措置を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、前項に定めるもののほか、市町村が行う空家等対策計画に基づく空家等に関する対策の適切かつ円滑な実施に資するため、必要な税制上の措置その他の措置を講ずるものとする。

(過料)

第十六条 第十四条第三項の規定による市町村長の命令に違反した者は、五十万円以下の過料に処する。

2 第九条第二項の規定による立入調査を拒み、妨げ、又は忌避した者は、二十万円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第九条第二項から第五項まで、第十四条及び第十六条の規定は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(平成二七年政令第五〇号で、本文に係る部分は、平成二七年二月二六日から、
ただし書に係る部分は、平成二七年五月二六日から施行)

(検討)

2 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

資料2 空家等対策の推進に関する特別措置法の概要

(平成26年法律第127号)

背景

公布日：平成26年11月27日

適切な管理が行われていない空家等が防災、衛生、景観等の地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしており、地域住民の生命・身体・財産の保護、生活環境の保全、空家等の活用のため対応が必要（1条）
参考：現在、空家は全国約820万戸（平成25年）、401の自治体が空家条例を制定（平成26年10月）

定義

「空家等」とは、

建築物又はこれに附属する工作物であって居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地（立木その他の土地に定着する物を含む。）をいう。ただし、国又は地方公共団体が所有し、又は管理するものを除く。（2条1項）

「特定空家等」とは、

- ① 倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態
 - ② 著しく衛生上有害となるおそれのある状態
 - ③ 適切な管理が行われないことにより著しく景観を損なっている状態
 - ④ その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態
- にある空家等をいう。（2条2項）

空家等

- ・市町村による空家等対策計画の策定
- ・空家等の所在や所有者の調査
- ・固定資産税情報の内部利用等
- ・データベースの整備等
- ・適切な管理の促進、有効活用

特定空家等

- ・措置の実施のための立入調査
- ・指導→勧告→命令→代執行の措置

施策の概要

国による基本指針の策定・市町村による計画の策定等

- 国土交通大臣及び総務大臣は、空家等に関する施策の基本指針を策定（5条）
- 市町村は、国の大指針に即した、空家等対策計画を策定（6条）・協議会を設置（7条）
- 都道府県は、市町村に対して技術的な助言、市町村相互間の連絡調整等必要な援助（8条）

空家等についての情報収集

- 市町村長は、法律で規定する限度において、空家等への調査（9条）
空家等の所有者等を把握するために固定資産税情報の内部利用（10条）等が可能
- 市町村は、空家等に関するデータベースの整備等を行うよう努力（11条）

空家等及びその跡地の活用

市町村による空家等及びその跡地に関する情報の提供その他これらの活用のための対策の実施（13条）

特定空家等に対する措置（※）

特定空家等に対しては、除却、修繕、立木竹の伐採等の措置の助言又は指導、勧告、命令が可能。
さらに、要件が明確化された行政代執行の方法により強制執行が可能（14条）

財政上の措置及び税制上の措置等

市町村が行う空家等対策の円滑な実施のために、国及び地方公共団体による空家等に関する施策の実施に要する費用に対する補助、地方交付税制度の拡充を行う（15条1項）
このほか、今後必要な税制上の措置等を行う（15条2項）。

施行日：平成27年2月26日（※関連の規定は平成27年5月26日）

資料3 空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な指針【概要】

「空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）」第5条に基づき、国土交通大臣及び総務大臣が定めることとされている。

1 空家等に関する施策の実施に関する基本的な事項

1. 本基本指針の背景

- (1) 空家等の現状
- (2) 空家等対策の基本的な考え方

- ① 基本的な考え方
 - ・所有者等に第一義的な管理責任　・住民に最も身近な市町村による空家等対策の実施の重要性 等
 - ② 市町村の役割　　・空家等対策の体制整備　・空家等対策計画の作成、必要な措置の実施 等
 - ③ 都道府県の役割　　・空家等対策計画の作成　・実施等に関する市町村への必要な援助の実施 等
 - ④ 国の役割　　・特定空家等対策に関するガイドラインの策定　・必要な財政上の措置・税制上の措置の実施 等

2. 実施体制の整備

- (1) 市町村内の関係部局による連携体制　　(2) 協議会の組織
- (3) 空家等の所有者等及び周辺住民からの相談体制の整備

3. 空家等の実態把握

- (1) 市町村内の空家等の所在等の把握　　(2) 空家等の所有者等の特定及び意向の把握
- (3) 空家等の所有者等に関する情報を把握する手段　・固定資産税情報の内部利用 等

4. 空家等に関するデータベースの整備等

5. 空家等対策計画の作成

6. 空家等及びその跡地の活用の促進

7. 特定空家等に対する措置の促進・ガイドラインを参照しつつ、「特定空家等」の対策を推進

8. 空家等に関する対策の実施に必要な財政上・税制上の措置

- (1) 財政上の措置
- (2) 税制上の措置　　・空き家の発生を抑制するための所得税等の特例措置
　　・市町村長による必要な措置の勧告を受けた「特定空家等」に対する固定資産税等の住宅用地特例の解除

2 空家等対策計画に関する事項

1. 効果的な空家等対策計画の作成の推進

2. 空家等対策計画に定める事項

- (1) 空家等に関する対策の対象とする地区及び対象とする空家等の種類その他の空家等に関する対策に関する基本的な方針　・重点対象地区の設定、空家等対策の優先順位の明示 等
- (2) 計画期間　　・既存の計画や調査の実施年との整合性の確保 等
- (3) 空家等の調査に関する事項　　・対象地区、期間、対象など調査内容及び方法の記載 等
- (4) 所有者等による空家等の適切な管理の促進に関する事項
- (5) 空家等及び除却した空家等に係る跡地の活用の促進に関する事項
- (6) 特定空家等に対する措置その他の特定空家等への対処に関する事項
- (7) 住民等からの空家等に関する相談への対応に関する事項
- (8) 空家等に関する対策の実施体制に関する事項
　　・各部局の役割分担、組織体制、窓口連絡先などの記載 等
- (9) その他空家等に関する対策の実施に関し必要な事項
　　・対策の効果の検証、その結果を踏まえた計画の見直し方針 等

3 その他空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な事項

- 1. 空家等の所有者等の意識の涵養と理解増進
- 2. 空家等に対する他法令による諸規制等
- 3. 空家等の増加抑制策、利活用施策、除却等に対する支援施策等

資料4 「特定空家等に対する措置」に関する適切な実施を図るために必要な指針（ガイドライン）【概要】

市町村が「特定空家等」の判断の参考となる基準等及び「特定空家等に対する措置」に係る手続について、参考となる考え方を示すもの。

第1章 空家等に対する対応

1. 法に定義される「空家等」及び「特定空家等」

2. 具体の事案に対する措置の検討

- (1) 「特定空家等」と認められる空家等に対して法の規定を適用した場合の効果等
 - ・固定資産税等の住宅用地特例に関する措置
- (2) 行政関与の要否の判断
- (3) 他の法令等に基づく諸制度との関係

3. 所有者等の特定

第2章 「特定空家等に対する措置」を講ずるに際して参考となる事項

「特定空家等に関する措置」を講ずるか否かについては、(1)を参考に、(2)及び(3)に示す事項を勘案して、総合的に判断。

- (1) 「特定空家等」の判断の参考となる基準
 - ・空家等の物的状態の判断に際して参考となる基準を〔別紙1〕～〔別紙4〕に示す。
- (2) 周辺の建築物や通行人等に対し悪影響をもたらすおそれがあるか否か
- (3) 悪影響の程度と危険等の切迫性

第3章 特定空家等に対する措置

1. 適切な管理が行われていない空家等の所有者等の事情の把握

2. 「特定空家等に対する措置」の事前準備

- (1) 立入調査
 - ・明示的な拒否があった場合に、物理的強制力を行使してまで立入調査をすることはできない。
 - ・空家等を損壊させるようなことのない範囲内の立入調査は許容され得る。
- (2) データベース（台帳等）の整備と関係部局への情報提供
 - ・税務部局に対し、空家等施策担当部局から常に「特定空家等」に係る最新情報を提供
- (3) 特定空家等に係るする権利者との調整
 - ・抵当権等が設定されていた場合でも、命令等を行うに当たっては、関係権利者と必ずしも調整を行う必要はない。

3. 特定空家等の所有者等への助言又は指導

- (1) 特定空家等の所有者等への告知
- (2) 措置の内容等の検討

4. 特定空家等の所有者等への勧告

- (1) 勧告の実施
 - ・固定資産税等の住宅用地特例から除外されることを示すべき。
 - ・勧告は書面で行う。
 - ・措置の内容は、規制目的を達成するために必要かつ合理的な範囲内
- (2) 関係部局への情報提供

5. 特定空家等の所有者等への命令

- (1) 所有者等への事前の通知
- (2) 所有者等による公開による意見聴取の請求

- (3) 公開による意見の聴取

- (4) 命令の実施

- ・命令は書面で行う。
（5）標識の設置その他国土交通省令・総務省令で定める方法による公示

6. 特定空家等に係る代執行

- (1) 実体的要件の明確化
- (2) 手続的要件
- (3) 非常の場合又は危険切迫の場合
- (4) 執行責任者の証票の携帯及び呈示
- (5) 代執行の対象となる特定空家等の中の動産の取扱い
- (6) 費用の徴収

7. 過失なく措置を命ぜられるべき者を確知することができない場合

- (1) 「過失がなくて」「確知することができない」場合
 - ・不動産登記簿情報、固定資産税情報等を活用せずに、所有者等を特定できなかった場合、「過失がない」とは言い難い。

- (2) 事前の公告

- (3) 代執行の対象となる特定空家等の中の動産の取扱い

- (4) 費用の徴収

- ・義務者が後で判明したときは、その者から費用を徴収できる。

8. 必要な措置が講じられた場合の対応

- ・所有者等が、勧告又は命令に係る措置を実施し、当該勧告又は命令が撤回された場合、固定資産税等の住宅用地特例の要件を満たす家屋の敷地は、特例の適用対象となる。

ガイドライン【別紙1】～【別紙4】の概要

空家等の物的状態の判断に際して参考となる基準を示すもの。以下は例示であり、これによらない場合も適切に判断していく必要

【別紙1】そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態

1. 建築物が著しく保安上危険となるおそれがある。

(1) 建築物が倒壊等するおそれがある。

- 建築物の著しい傾斜 ・基礎に不同沈下がある ・柱が傾斜している 等
- 建築物の構造耐力上主要な部分の損傷等
・基礎が破損又は変形している ・土台が腐朽又は破損している 等

(2) 屋根、外壁等が脱落、飛散等するおそれがある。

- ・屋根が変形している ・屋根ふき材が剥落している ・壁体を貫通する穴が生じている
- ・看板、給湯設備等が転倒している ・屋外階段、バルコニーが腐食、破損又は脱落している

2.擁壁が老朽化し危険となるおそれがある。

- ・擁壁表面に水がしみ出し、流出している

【別紙2】そのまま放置すれば著しく衛生上有害となるおそれのある状態

(1) 建築物又は設備等の破損等が原因で、以下の状態にある。

- ・吹付け石綿等が飛散し暴露する可能性が高い状況である。
- ・浄化槽等の放置、破損等による汚物の流出、臭気の発生があり、地域住民の日常生活に支障を及ぼしている。
- ・排水等の流出による臭気の発生があり、地域住民の日常生活に支障を及ぼしている。 等

(2) ごみ等の放置、不法投棄が原因で、以下の状態にある。

- ・ごみ等の放置、不法投棄による臭気の発生があり、地域住民の日常生活に影響を及ぼしている。
- ・ごみ等の放置、不法投棄により、多数のねずみ、はえ、蚊等が発生し、地域住民の日常生活に影響を及ぼしている。 等

【別紙3】適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態

(1) 適切な管理が行われていない結果、既存の景観ルールに著しく適合していない状態となっている。

- ・景観法に基づき景観計画を策定している場合において、当該景観計画に定める建築物又は工作物の形態意匠等の制限に著しく適合していない状態となっている。
- ・地域で定められた景観保全に係るルールに著しく適合しない状態となっている。 等

(2) その他、以下のような状態にあり、周囲の景観と著しく不調和な状態である。

- ・屋根、外壁等が、汚物や落書き等で外見上大きく傷んだり汚れたまま放置されている。
- ・多数の窓ガラスが割れたまま放置されている。
- ・立木等が建築物の全面を覆う程度まで繁茂している。 等

【別紙4】その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態

(1) 立木が原因で、以下の状態にある。

- ・立木の枝等が近隣の道路等にはみ出し、歩行者等の通行を妨げている。 等

(2) 空家等に住みついた動物等が原因で、以下の状態にある。

- ・動物のふん尿その他の汚物の放置により、臭気が発生し、地域住民の日常生活に支障を及ぼしている。
- ・シロアリが大量に発生し、近隣の家屋に飛来し、地域住民の生活環境に悪影響を及ぼすおそれがある。 等

(3) 建築物等の不適切な管理が原因で、以下の状態にある。

- ・門扉が施錠されていない、窓ガラスが割れている等、不特定の者が容易に侵入できる状態で放置されている。 等

資料5 苫小牧市特定空家等の判断基準

(空家等対策の推進に関する特別措置法第2条第2項)

(空家等対策の推進に関する特別措置法第2条第2項)

この法律において「特定空家等」とは、そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態、適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にあると認められる空家等をいう。

1. 趣旨

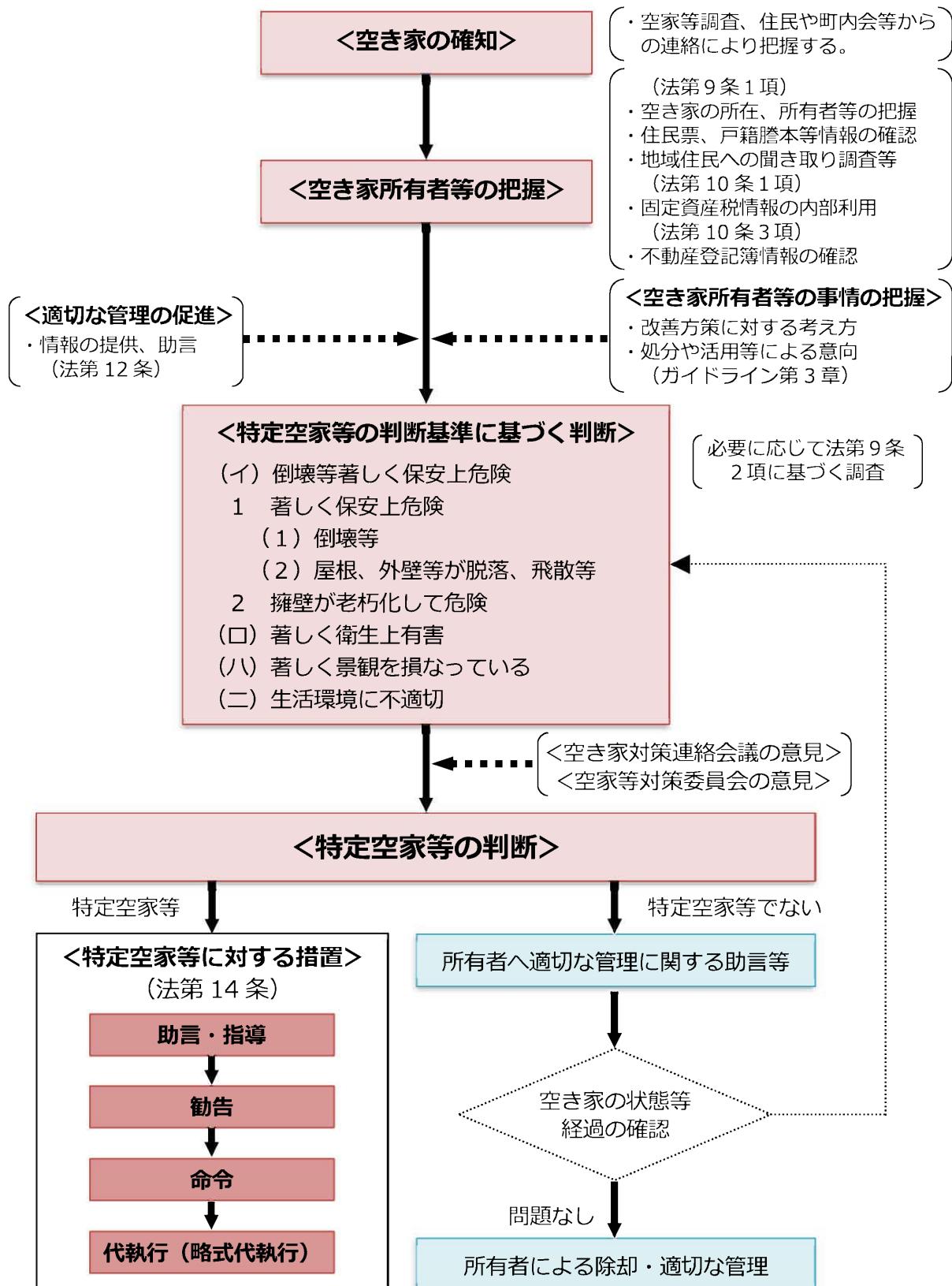
空家等対策の推進に関する特別措置法（以下「法」という。）の施行により、助言指導が必要な空家等が継続的に増加する中、特に早急に改善を図る必要があるような、老朽化が進行し、周辺に著しい悪影響、危険等をもたらすものについては、法第2条第2項に規定する特定空家等として取り扱い、改善指導を徹底していく必要がある。

本基準は、上記の考え方を踏まえ、法第2条第2項に規定する特定空家等の判断を行うために定めるものである。

2. 特定空家等の判断基準

次の特定空家等に関する作業フローに従い、空き家を確知、所有者等の把握を行い、その指導経過、空き家の所有者等の状況を踏まえ、地域住民の生命、財産、生活環境等に著しく影響を及ぼすおそれがあると総合的に判断される空家等を特定空家等として認定する。

< 特定空家等に関する作業フロー >



(イ) そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態の判断

- 1 建築物が著しく保安上危険となるおそれがある。
(1) 建築物が倒壊等するおそれがある。

1. 空家（主たる建物）の倒壊等による危険性

（該当する□欄にレ印をつける。）

【1-1】	倒壊	<input type="checkbox"/>	建物全部が倒壊もしくは建物の一部の階が全部倒壊している
【1-2】	1階もしくは建物全体の傾斜	<input type="checkbox"/>	1階もしくは建物全体の傾斜が確認できる

1. 倒壊等による危険性の「1-1」、「1-2」のいずれかに該当☑する場合は、この段階で
2. 「特定空家」に相当するかの判断を行う。

2. 倒壊危険性があり特定空家等に相当する状態かの判断

（該当する□欄にレ印をつける。）

1. 「倒壊等による危険性」		<判断> 「倒壊等の危険性」の いずれかに☑が付く
<input type="checkbox"/>	【1-1】 ・建物全部又は一部が倒壊している	特定空家等に 相当する状態である
<input type="checkbox"/>	【1-2】 ・1階もしくは建物全体の傾斜が確認できる	

(イ) そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態の判断

- 1 建築物が著しく保安上危険となるおそれがある。
 - (2) 屋根、外壁等が脱落、飛散等するおそれがある。
- 2 擁壁が老朽化し危険となるおそれがある。

(各項目について該当箇所に○をつける。)

項 目	状 態	<判 断>		左記の状態にない	
		左記の状態にある			
		著しい状態			
①外壁・外装材	外壁に亀裂や穴がある				
	外壁の仕上げ材料が剥落、破損し、下地がみえる				
	モルタルやタイル等の外装材に浮きが生じている				
②屋根・軒	屋根の変形や破損（穴、下地の露出等）がある				
	屋根ふき材が破損、剥離している				
	軒が変形、破損している				
③附属設備等	外部の設備機器、煙突、看板等が破損、脱落、腐食				
	屋外階段、バルコニー等が破損、脱落している				
	門、扉に傾斜、ひび割れ、破損が生じている				
④敷地内の土地・擁壁等	擁壁表面にひび割れが発生している				
	敷地内に地割れがある				
	敷地内に崩壊・土砂流出のおそれのある斜面がある				
⑤過去調査との比較	前回の調査時より変形している				
	前回の調査時よりも壊れている				
⑥その他	内容を具体的に記載				
	合計（○の数を記入）				

(口) そのまま放置すれば著しく衛生上有害となるおそれのある状態の判断

(各項目について該当箇所に○をつける。)

項目	状 態	<判 断>		左記の状態にない	
		左記の状態にある	著しい 状態		
①建築物・設備等の破損による衛生上の問題	吹付け石綿等が飛散し暴露する可能性がある				
	浄化槽等の放置、破損等による汚物の流出、臭気の発生がある				
	排水等の流出による臭気の発生がある				
②ごみ等の放置、不法投棄	ごみ、瓦礫等の放置、不法投棄がある				
	ごみ等の放置による臭気の発生がある				
	ねずみ、はえ、蚊等の発生がある				
③水質汚染、土壤汚染	水質汚染、土壤汚染に繋がる有害物質等が放置されている				
	有害物質等を保管する容器、灯油タンク等の破損により漏出がみられる				
④その他	内容を具体的に記載				
	合計 (○の数を記入)				

(八) 適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態の判断

(各項目について該当箇所に○をつける。)

項 目	状 態	<判 断>		左記の状態にない	
		左記の状態にある	著しい 状態		
①周囲の景観と 著しく不調和 な状態	屋根、外壁等が、汚物や落書き等で傷んだり汚れたまま放置されている				
	窓ガラスが割れたまま放置されている				
	看板等が原型を留めず本来の用をなさない程度まで、破損、汚損したまま放置されている				
	立木等が建築物の全面を覆う程度まで繁茂している				
	敷地内に瓦礫、ごみ等が散乱、山積したまま放置されている				
②その他	内容を具体的に記載				
	合計 (○の数を記入)				

(二) 周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態の判断

(各項目について該当箇所に○をつける。)

項 目	状 態	<判 断>		左記の状態にない	
		左記の状態にある	著しい 状態		
①立木等による 問題	立木の傾斜、腐朽、倒壊、枝折れ等が生じ、近隣の道路や隣地に侵入、枝等が散らばっている				
	立木の枝等が近隣の道路、隣地にはみ出し、歩行者等の通行や住民の生活を妨げている				
②建築物等の不 適切な管理	空家からの落雪により歩行者等の被害が生じるおそれがある				
	放置すると隣地へ落雪するおそれがある				
	周辺の道路、隣地の敷地に土砂等が大量に流出している				
③防犯・防火上、 放置すること が不適切	外部から不特定多数の者が容易に建物内に侵入できる状態にある				
	灯油・ガソリン等の燃焼危険性のある物品が放置されている状態にある				
④その他	内容を具体的に記載				
	合計 (○の数を記入)				

苦 小 牧 市 特 定 空 家 等 判 定 表

1. 判定基準

評定区分	評定項目	評定内容	評点	測定点
1 敷地	門・塀（フェンス）の状況	1. 正常	0	0
		2. 傾き・ひび割れ	20	
		3. 傾斜・倒壊	30	
		4. 確認不可	5	
	擁壁の状況	1. 正常	0	0
		2. 接触あり（表面ひび割れ等）	50	
		3. 倒壊している・倒壊の恐れあり	100	
		4. 確認不可	5	
	敷地内土地の状況	1. 正常	0	0
		2. 地割れあり	50	
		3. 前傾・土砂流出のおそれ（斜面）あり	50	
		4. 確認不可	5	
2 建物	屋根・ふき材・軒（樋）の状況	1. 正常	0	0
		2. 变形・傾き（穴・下地露出）あり	50	
		3. 著しい変形・破損（穴・下地突出）あり	100	
		4. 確認不可	5	
	屋根ふき材の破損・剥離	1. 正常	0	0
		2. 破損・剥離あり	20	
		3. 著しい傾き・剥離あり	50	
		4. 確認不可	5	
	軒の状況 変形・破損	1. 正常	0	0
		2. 変形・傾きあり	10	
		3. 著しい変形・破損あり	20	
		4. 確認不可	5	
	外壁・外装材の状況	1. 正常	0	0
		2. 傷裂・穴あり	10	
		3. 著しい傷裂・穴あり	20	
		4. 確認不可	5	
	モルタル・タイル等の浮き	1. 正常	0	0
		2. モルタル・タイル等の浮きあり	10	
		3. モルタル・タイル等の浮きありが著しい	20	
		4. 確認不可	5	
	建物の倒壊	1. 正常	0	0
		2. 一部倒壊	100	
		3. 全体倒壊	200	
	建物の倒壊・傾き	1. 正常	0	0
		2. 一部に傾きあり	100	
		3. 全体的に傾きあり	200	
		4. 確認不可	5	
	窓ガラスの状況	1. 正常	0	0
		2. 破損小	10	
		3. 破損大（破片散落あり）	50	
		4. 確認不可	5	
	付属建物	1. 正常	0	0
		2. 一部破損	10	
		3. 大部分が破損	20	
		4. 確認不可	5	
	付帯設備（破損・脱落・腐食・傾斜・ひび割れ等）	1. あり	10	0
		2. なし	0	
		3. 確認不可	5	

合計

2. 不良度のランク

ランク	判定内容	最大点	点数
A	小規模の修繕により再利用が可能	0	0点
B	管理が行き届いていないが、当面の保安上の危険は少ない	99	1～99点
C	管理が行き届いておらず、損傷があるため保安上危険となるおそれがある	199	100～199点
D	そのまま放置すれば、著しく保安上危険となるおそれがある	-	200点以上

空家等について特定空家等の候補となる項目は次のとおりとする。

イ 建物等の危険

不良度判定結果	ランク
管理が行き届いておらず、損傷が激しいため保安上危険となるおそれがある	C
倒壊の危険性があり、修繕や解体などの緊急度が高い	D

ロ 卫生

現地調査結果	状況
汚物・異臭	著しい状態
虫・小動物等	著しい状態
ごみ・瓦礫・不法投棄	大量(散乱・山積)
有害物質(水質汚濁・土壤汚染)	著しい状態
建設物・設備等の状況(吹付け・石綿等飛散・暴露)	著しい状態

ハ 景観

現地調査結果	状況
外壁・外装材の状況(汚物・落書き)	著しい状態
屋根の状況(汚物・落書き)	著しい状態
雑草・立木の状況	(雑草)著しい繁茂 (立木)傾斜・倒壊・枝折れ・腐朽

二 その他生活環境

現地調査結果	有無
防犯・防火上問題となる箇所	著しい状態
灯油タンク	残留あり

上記の物件のうち、イ～ニの複数項目に該当、若しくはロ～ニについて同一項目内の複数箇所に該当し、かつ以下のいずれかに当てはまるものを、「特定空家等の候補のうち特に可能性が高い空家等」とする。

① 立地状況

現地調査結果	状況
道路・隣地との距離	近い

② 近隣・第三者への危害・生活を妨げる可能性の有無

現地調査結果	状況
近隣・第三者への危害・生活を妨げる可能性の有無	あり

参考文献一覧

1 そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態に係る項目

大項目	中項目	小項目	調査項目・判断基準		備考・参考基準
第1章 1 . (イ) そのまま放置すれば 倒壊等 著しく 保安上 危険と なるお それある 状態	1 . 建 築物が 著しく 保安上 危険と なるお それがあ る。	(2) 屋根、 外壁等 が脱 落、飛 散等す るおそれ がある。	<p>屋根ふき材、ひさし又は軒</p> <p>外壁等</p> <p>門又は塀</p>	<p>屋根が変形している。 屋根ふき材が剥落している。 軒の裏板、たる木等が腐朽している。 軒がたれ下がっている。 雨樋がたれ下がっている。</p> <p>壁体を貫通する穴が生じている。 外壁の仕上材料が剥落、腐朽又は破損し、下地が露出している。 外壁のモルタルやタイル等の外装材に浮きが生じている。 看板の仕上材料が剥落している。 看板、給湯設備、屋上水槽等が倒壊している。 看板、給湯設備、屋上水槽等が破損又は脱落している。 看板、給湯設備、屋上水槽等の支持部分が腐食している。 屋外階段、バルコニーが腐食、破損又は脱落している。 屋外階段、バルコニーが傾斜している。</p> <p>門、塀にひび割れ、破損が生じている。 門、塀が傾斜している。</p>	<p>■「被災建築物応急危険度判定マニュアル」、日本建築防災協会、1998.1 ○参照ページ： p5～6、p29～33</p> <p>■「特殊建築物等定期調査業務基準」(2016年改訂版)、日本建築防災協会、2016 ○参照ページ： p88～134 p272～280</p> <p>■「宅地擁壁老朽化判定マニュアル(案)」、国土交通省都市・地域整備局都市計画課※ ■「被災宅地の調査・危険度判定マニュアル」、被災宅地危険度判定連絡協議会、2009.8 ○参照ページ：p1～29</p>
	2 . 擁壁が老朽化し危険となるおそれがある。		擁壁	<p>擁壁表面に水がしみ出し、流出している。</p> <p>水抜き穴の詰まりが生じている。</p> <p>ひび割れが発生している。</p>	

※参照 URL : http://www.mlit.go.jp/crd/city/plan/kaihatu_kyoka/takuchi_gaiyo/#01_1

2 そのまま放置すれば著しく衛生上有害となるおそれのある状態に係る項目

大項目	中項目	調査項目・判断基準		備考・参考基準
第1章1. (ロ) そのまま放置すれば著しく衛生上有害となるおそれのある状態	1. 建築物又は設備等の破損等が原因で、以下の状態にある。	建築物・設備	吹付け石綿等が飛散し暴露する可能性が高い状況である。	<ul style="list-style-type: none"> ■「建築基準法」 ○参照条項：第28の2条
			浄化槽等の放置、破損等による汚物の流出、臭気の発生があり、地域住民の日常生活に支障を及ぼしている。	<ul style="list-style-type: none"> ■「浄化槽法」 ○参照条項：第8～12条 ■「悪臭防止法」 ○参照条項：第1～30条 ■「臭気指数」 ○参照省令：環境庁告示第63号：(臭気指数及び臭気排出強度の算定の方法) ■「北海道公害防止条例」 ○参照条項：第40～49条
	2. ごみ等の放置、不法投棄	ごみ等	ごみ等の放置、不法投棄による臭気の発生があり、地域住民の日常生活に支障を及ぼしている。	<ul style="list-style-type: none"> ■「浄化槽法」 ○参照条項：8～12条 ■「悪臭防止法」 ○参照条項：第1～30条 ■「臭気指数」 ○参照省令：環境庁告示第63号（臭気指数及び臭気排出強度の算定の方法）
			ごみ等の放置、不法投棄により、多数のねずみ、はえ、蚊等が発生し、地域住民の日常生活に支障を及ぼしている。	<ul style="list-style-type: none"> ■「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」 ○参照条項：第6条

3 適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態に係る判断項目

大項目	中項目・小項目	調査項目・判断基準		備考・参考基準
第1章1. (ハ) 適切な管理 が行われて いないこと により著しく 景観を損 なっている 状態	1.その他、 以下のような状態にあり、周囲の 景観と著しく不調和な 状態である。	外観 敷地	<p>屋根、外壁等が、汚物や落書き等で外見上大きく傷んだり汚れたまま放置されている。</p> <p>多数の窓ガラスが割れたまま放置されている。</p> <p>看板が原型を留めず本来の用をなさない程度まで、破損、汚損したまま放置されている。</p> <p>立木等が建築物の全面を覆う程度まで繁茂している。</p> <p>敷地内にごみ等が散乱、山積したまま放置されている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■「景観法」 ○参照条項：第62～64条等 ■「北海道景観条例」

4 その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態に係る判断項目

大項目	中項目・小項目	調査項目・判断基準		備考・参考基準
第1章1. (二) その他周辺 の生活環境 の保全を図 るために放 置するこ とが不適切 である状態	(1)立木 が原因で、 以下の状態 にある。	立木	<p>立木の腐朽、倒壊、枝折れ等が生じ、近隣の道路や家屋の敷地等に枝等が大量に散らばっている。</p> <p>立木の枝等が近隣の道路等にはみ出し、歩行者等の通行を妨げている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■「民法」 ○参照条項：第233条、717条 ■「道路法」 ○参照条項：第44条
	(2)建築物等の不適切な管理等 が原因で、 以下の状態 にある。	建物	門扉が施錠されていない、窓ガラスが割れている等不特定の者が容易に侵入できる状態で放置されている。	<ul style="list-style-type: none"> ■「北海道犯罪者のない安 全で安心な地域づくり条例」
		屋根	屋根の雪止めの破損など不適切な管理により、空き家からの落雪が発生し、歩行者等の通行を妨げている。	<ul style="list-style-type: none"> ■「北海道建築物施行条例」 ○参照条項：第13条（冰雪の落下による危害の防止）
		敷地	周辺の道路、家屋の敷地等に土砂等が大量に流出している。	<ul style="list-style-type: none"> ■「被災宅地の調査・危険度判定マニュアル」、被災宅地危険度判定連絡協議会、2009.8 ○参照ページ：p8 ■「建設廃棄物処理指針」、環境省 ■「土壤汚染対策法」 ○参照条項：第2条、5条